

議案第 6 3 号

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和４６年岩倉市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の岩倉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた岩倉市消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- ３ 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の岩倉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第６条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６０，０００円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第１８条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。